

国保にご加入の皆さんへ

国保税の引き上げと国保事業にご理解を

<はじめに>

昭和36年4月から、国民皆保険が実施され、日本人はだれでも、職場の保険か、国民健康保険のいずれかに加入しなければならないことになっています。

現在、大館市の国民健康保険に加入している人は、人口の約42%をしめていますが、農家や中小企業の人たちが多いため、その財源は国庫補助金(約60,6%)と、加入者が納める保険税(約36,7%)でまかなわれている。

したがって、給付率の引き上げや、医療費の引き上げが行なわれると、そのまま保険税にひびいてくるわけです。今回の市議会で決った保険税の引き上げも、このような給付率と医療費の引き上げによって、国保の台所が苦しくなってきたために行なうものです。

今号では2ページにわたり、保険税の引き上げ問題を中心に、国民健康保険の事業等を取りあげ、加入者の皆さんの国保に対する理解と協力をいただくために編集しました。

—加入者の健康を守る— 国保の事業

市では市民のみなさんの健康維持増進のため、各種予防接種、乳幼児検診、結核検診、高血圧、胃の精密検診等を行っておりますが、国保では42年9月分医療費でみると高血圧症、消化器系、悪性新生物(ガン)の病気が多いことから、早期発見、早期治療を目的として、市と平行して次のような事業を重点的に行ないます

▲高血圧精密検診に費用の一部を補助します。

(補助対象50才以上)
補助額1人200円 240人分

▲胃精密検診に費用の一部を補助します。

(補助対象50才以上)
補助額1人100円 240人分

▲子宮ガン精密検診に費用の一部を補助します。

(補助対象30才以上)
補助額1人150円 一般、国保合せて2,000人

※補助する人員は予算の関係上、高血圧、胃検診、240人ずつ、子宮ガン2,000人にしました。これは申込順により締切りますのでご了承願います。

その他へき地対策として

▲寄生虫駆除(4,000人を計画)

新市域を重点に、学区毎に調査、選定して年1回検便を実施し、駆虫につとめます。

▲2才児検診

昨年の3才児検診の結果、農村部の疾病異常や発育不振が多いことから、乳児検診から3才児検診までの中間の大切な幼児期の保健指導強化のために、これを実施します。

▲無料診療

疾病の早期発見、早期治療を目的として、保健指導医3名により年間10ヶ所を実施します。

▲衛生教育

疾病に対する正しい知識の普及を高め、特に成人病予防を目的とした、医師による講習会を開催します

▲家族計画

人工妊娠中絶による流産、死産、未熟児出生等の母子保健の問題防止のため、婦人会、若妻会を対象に実施します。

▲血圧測定

各地区へ出張し、高血圧症予防対策として実施します。

四十三年度分から

保険税が改正になります

三月定例市議会で、市税条例の一部が改正され、43年度分から保険税の税率と、均等割、平等割が引き上げになります。
なぜ、保険税を引き上げなければならないか、その主な理由をあげますと、つぎのようになります。

一、医療費の増加

ここ数年の間に医療費が急激にふえてきました。
みなさんが一回の病気あるいはケガのため医者にかかる、その平均費用は、昭和三十九年度には二千二十四円であつたものが、昭和四十二年度には二千九百五十六円になり、今年にはさらに三千二百九十円近くなるものと推定されるからです。

二、全加入者に七割給付

今年の一月一日から世帯主だけでなく、家族など全加入者にも、七割給付を実施したため、国保会計におよぼす影響が大きくなってきたためです。

なお、この七割給付によって、医療費が千円かかった場合、市負担が七〇〇円、患者負担が三百円になります。

三、医療費の緊急は正に

よる引き上げ
昨年の十二月一日から医療費の約四%(薬価引き下げ分控除)が引き上げによる影響も原因の一つとしていえます。

四、受診率が増加

受診率が年々増加しています。一人平均どのくらい治療を受けているかを、年次別にみると、三十九年度、一年間で二・五回、四十二年度、一年間で二・八回と、年々ふえる傾向にあり、今年度においては、三・一回の受診が推定されます。

五、国保予算の組み方

国保予算は、一般会計と異なり、歳入を求め、歳出を見積り、それに見合う歳入を求める方法になっています。そのため、歳入額のうち、国庫補助金は、医療費の四割を負擔する以外は、ほとんど保険税でまかなう制度になっているためです。

◆ 保険税率と課税の内容 改正前後の税率

区 分	改 正 前	改 正 後
所 得 割	2.4	2.4
資 産 割	100	100
均 等 割	9.0	23.5
(1人当り)	100	100
平 等 割	350円	720円
(1世帯当り)	650円	1,400円

保険税の最低は改正前1,300円が2,120円となり、低所得者減税を適用すると848円となります。

市民税が均等割だけでも保険税の所得割はかかります。市民税の算定では65才以上の老人や未亡人、未成年者あるいは身体障害者などについても、控除の規定があります。しかし、保険税にはこれらの控除はありません。

また市民税の場合、11万円の基礎控除(年間収入が11万円以下の場合には、所得割の対象になりません)のほか扶養家族の数によっても、それぞれ控除されますので、所得割のかからない人があります。

保険税では基礎控除11万円だけをしたものについて所得割を算定しますので、市民税との間に大きな差ができます。

ただ、43年度分からは保険税の所得割は、所得のうち退職所得は除かれることになりました。

課税の内容

(例)年所得40万円、固定資産税5,000円家族5人の場合

所得割	6,960円
資産割	1,175円
均等割	3,600円
平等割	1,400円
計	13,135円=13,130円
	年間税額

イ所得割

昨年1年間の、あなたの家族(被保険者)のおおの所得額から、11万円の基礎控除したものに税率100分の2.4をかけたものです。

$$(例)年所得40万円の場合$$

$$\left\{ 40 - 11 = 29 \right\} \times \frac{2.4}{100} = 6.960円$$

ロ資産割

ことし納められる固定資産税に税率100分の23.5をかけたものです。

$$\left\{ (例) 5,000円 \times \frac{23.5}{100} = 1,175円 \right\}$$

ハ均等割(人数割)

ことしの4月1日現在の国保加入者に、720円をかけたものです。

$$\left\{ (例) 5人 \times 720円 = 3,600円 \right\}$$

ニ平等割

一世帯1,400円となっています。

以上の合計額が本年度(43/4から44/3まで)1年間のお宅の保険税であります。

ことしも低所得者層の減税をおこないます

次の方法でことしも減税をおこないます。

イ世帯主及び被保険者の所得の合計額が、11万円以下の世帯の場合、均等割、平等割の6割を減税します。均等割1人について432円、平等割840円の減税となります。

ロ世帯主及び被保険者の所得の合計額が11万円を超える世帯でも、被保険者(世帯主を除く)1人につき45,000円をかけた額を、所得の合計額から引いて所得の残りが11万円以下となる世帯の場合均等割、平等割の4割を減税します。

均等割1人について288円、平等割560円の減税となります。

保険税の納期

第1期7月1日から7月31日

第2期9月1日から9月30日

第3期11月1日から11月30日

第4期1月1日から1月31日

保険税の納期はこうなっておりますから、納期内完納については特段のご協力を、お願いします。